



子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うための「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

この給付金は、ひとり親世帯以外分とひとり親世帯分があり、支給額は児童1人につき1万円です。

【ひとり親世帯以外の子育て世帯】

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度分の住民税が非課税のかた

②令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)の養育者で、次のいずれかに該当するかた

(4月から令和5年2月末までに生まれる新生児も対象)

(1)令和4年度分の住民税が非課税

(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税同様の事情にあると認められる

○対象者

①公的年金給付などを受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当が全額支給停止されたかた

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかた

たと同様の水準となつているかた

○手続き

申請が必要です。該当すると思われるかたは役場福祉事務所まで連絡ください。

○日時

午前9時～正午

○場所

指江支所

○行政相談委員

下平隆康氏(矢堂)
大平洋光氏(指江)

ひとり親家庭のかたは提出を

う際は、「広報ながしま」および町ホームページなどでお知らせします。

詳しく述べ、問い合わせください。
給資格がなくなることがありますので、期日までの提出をお願いします。

【児童扶養手当現況届】

○受付期間

7月月下旬予定

○必要なもの

- ・現況届
- ・児童扶養手当証書
- ・養育費などに関する申告書
- ・別居監護申立書
- ・児童と別居している場合

○送付時期

8月1日(月)～
8月19日(金)

○送付時期

8月1日(月)～
8月19日(金)

○送付時期

8月1日(月)～
8月19日(金)

○送付時期

8月1日(月)～
8月19日(金)

【特別児童扶養手当所得状況届】

8月上旬予定

問い合わせ先
役場福祉事務所子育て支援係
☎ (86)1146[直通]

巡回無料法律相談会開催

解体費用の補助を締め切ります

- ①に該当するかた→申請は不要
- ②の(1)に該当するかた

申請書類を送付しますので、役場福祉事務所または指江支所総合管理課へ提出してください。

・②の(2)に該当するかた

通知などは送付しませんので、該当すると思われるかたは役場福祉事務所まで連絡ください。

【ひとり親世帯】

○対象者

①公的年金給付などを受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当が全額支給停止されたかた

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかた

たと同様の水準となつているかた

○手続き

申請が必要です。該当すると思われるかたは役場福祉事務所まで連絡ください。

○日時

午後1時～4時

○場所

町開発総合センター

○日時

午後1時～4時

○場所

長島町危険空家等解体撤去事業の令和4年度新規募集を行っていますが、申請多数のため応募を締め切りました。

○日時

午後1時～4時

○場所

長島町危険空家等解体撤去事業の令和4年度新規募集を行っていますが、申請多数のため応募を締め切りました。

○日時

午後1時～4時

○場所

長島町危険空家等解体撤去事業の令和4年度新規募集を行っていますが、申請多数のため応募を締め切りました。

県統計グラフコンクール

県では各学校および一般のかたへ作品募集を行っており、例年多くの応募をいただいています。

グラフを使って楽しいポスターを作つてみませんか。応募者には参加賞があります。

詳しくは、問い合わせください。

○応募期限

【出張ハローワーク】

ハローワーク出水の臨時窓口が開設されます。

○日時

8月17日(水)

○場所

役場1階相談室

問い合わせ先
県統計協会(県庁統計課内)
☎ 099(286)2473

○選考方法

筆記試験および面接

○合格発表

10月12日(水)

○送付時期

8月上旬予定

問い合わせ先
役場総務課行政係
☎ (86)1111[直通]

鹿児島県弁護士会では、当会所属の弁護士を派遣して各地を巡回する形での無料法律相談会を実施します。当会では、住民の皆さんとの日常生活での悩みごとやトラブルに専門のアドバイスを提供する環境整備を進めています。身近なことから何でも構いませんので、遠慮なく利用ください。※混雑を回避するため、予約制とさせていただきます。

当会では、住民の皆さんとの日常生活での悩みごとやトラブルに専門のアドバイスを提供する環境整備を進めています。身近なことから何でも構いませんので、遠慮なく利用ください。※混雑を回避するため、予約制とさせていただきます。

○手続き

○手続き

①に該当するかた→申請は不要

②の(1)に該当するかた

申請書類を送付しますので、役場

事務所

または指江支所総合管理課

へ提出してください。

・②の(2)に該当するかた

通知などは送付しませんので、該當すると思われるかたは役場福祉事務所まで連絡ください。

・②の(2)に該当するかた

通知などは送付しませんので、該當すると思われるかたは役場福祉事務所まで連絡ください。